



本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用する前に、本契約をお読みください。Versa Networks は、本契約のすべての条項に同意された場合に限り、お客様またはお客様が代表する法人および当該法人のすべての関連会社（総称して「お客様」といいます。）に対して本ソフトウェアのライセンスを供与し、関連するサポートおよびメンテナンスサービスを利用できるようにするものとします。

お客様は、Versa Networks または Versa Networks 認定のパートナーもしくは再販業者（以下総称して「認定元」といいます。）から本ソフトウェアのコピーを受領し、かつ (ii) 本契約のすべての条項に同意しない限り、本ソフトウェアをインストールもしくは使用する権利、またはお客様が注文したサポート&メンテナンスサービスを受けける権利を有しないものとします。

お客様が本契約のすべての条項に同意されない場合、または認定元でない者から本ソフトウェアを受領または注文された場合には、(A) 本ソフトウェア（また該当する場合には、それが組み込まれたハードウェア）をダウンロード、インストール、もしくは使用せず、またはいかなるサポート及びメンテナンスサービスも要求せず、(B) (I) ハードウェアを返却し（該当する場合）、本ソフトウェアのすべてのコピーを返却または破棄し、お客様に本ソフトウェアを提供した当事者に本ソフトウェアのライセンス料の全額返金を要求するものとします（該当する場合）。ソフトウェアのインストールもしくは使用、本ソフトウェアが組み込まれたハードウェアの使用（該当する場合）、またはサポート&メンテナンスサービスの利用により、お客様は本契約に同意したものとみなされます。

その証人として、お客様は、発効日に締結される本契約の条件に同意するものとします。

貴社：

署名： _____

役職： _____

日付： _____

エンドユーザーライセンス契約

本 Versa Networks エンドユーザーライセンス契約（以下「**本契約**」といいます。）は、本ソフトウェアに関するお客様の権利義務を規定するものです。本契約で使用される大文字の用語は、**(定義条項)**において定義されます。

「お客様」という用語は、Versa から直接入手したか、当社の認定チャネルパートナーを通じて入手したかにかかわらず、本製品のエンドカスタマーおよびエンドユーザーであるお客様のことをいいます。

1. ライセンス付与

- a. お客様が本ソフトウェア製品のライセンスを購入し、または正当に受け取った場合、Versa は、お客様の権利証明書に記載された期間、本ソフトウェアをインストールし使用するための世界的、非独占的、譲渡不能な権利をお客様に付与します。
- b. お客様は、お客様が購入したライセンスメトリック数の数量を超えて本ソフトウェアを使用することはできません。
- c. お客様は、本ソフトウェアを対応するあらゆるデバイスにインストールし、使用することができます。お客様は、本ソフトウェアのバックアップコピーを合理的な数だけ作成することができます。ただし、各コピーには、著作権、商標権およびその他の知的所有権に関するすべての表示が含まれるものとします。また、このようなバックアップコピーは、ライセンスメトリック数の数量にカウントされません。

2. ライセンスモデル Versa が生産用または商業用アプリケーションのために提供する本ソフトウェアは、自動的にライセンスがなされるものではありません。お客様はお客様の本ソフトウェア使用量を満たすために十分なライセンスメトリック数を購入し、V.Director のライセンス管理アプリケーションでそれを選択するものとします。また、Versa は、お客様が契約上の規定期間内にライセンス使用状況を報告することを望み、Versa は、第 8 条（記録および監査）で定義されるように、資格証明書および対応する本ソフトウェア使用状況を確認する権利を留保します。

3. ライセンスの有効期間

- a. **定期購入ライセンス** お客様の商業契約（エンタープライズライセンス契約（ELA）またはマスターサービス契約（MSA））に別段の定めがない限り、定期購入ライセンスの期間は、お客様の発注書に記載されたとおり、12 ヶ月、36 ヶ月または 60 ヶ月となります。お客様の定期購入ライセンスの有効期間は、第 5 条（定期購入ライセンス）に定義される措置および状態に従うものとします。
- b. **開始日** お客様の商業契約（ESA または MSA）に別段の定めがない限り、お客様の定期購入開始日は、お客様の注文日から最長 90 日間となります。
- c. **更新** すべての定期購入は、有効性を維持するために更新される必要があります。契約期間終了の 90 日前に別途合意がない限り、すべての契約は自動的に更新され、1 年分の請求がなされます。
定期購入ライセンスの更新は、本契約の一部である「Versa Software and Support Overview (June 2020)」という文書に記載されている Versa の EOL および EOS ポリシーおよび手続きの条件に従うものとします。
- d. **契約の終了**： お客様が更新しないことを選択した場合、お客様の定期購入は、期間満了時に終了します。詳細については、第 7 条（契約の解除）をご参照ください。
- e. **変更**： 定期購入ライセンスは、期間中に、より高い解決レベルおよび/または処理レベルに変更することができます。変更操作により、既存のライセンスは終了し、その後、新規定期購入ライセンスの最初の期間が開始され、既存のすべてのライセンスと同時に終了します。残存するライセンス料は、新しい定期購入ライセンスに充当されます。

4. サポート&メンテナンスサービス

- a. 一般 Versa は、EOL/EOS ポリシーに従って、以下のサポートおよびメンテナンスサービスを提供します。
EOL/EOS ポリシーに従い、Versa は、Versa サポート&メンテナンス契約（以下「**SSA**」といいます。）（Versa の各文書をご参照ください）に記載されたサポート&メンテナンスサービス（以下「**サポート&メンテナンスサービス**」といいます。）を提供します。すべてのサポート&メンテナンスサービスは、本 EULA の条件に従うものとします。
- b. 定期購入ライセンス 有償定期購入の期間中、Versa は、追加料金なしでサポート&メンテナンスサービスを提供するものとします。
- c. アップデート 有償定期購入の期間中、アップデートは、Versa Networks のソフトウェア デリバリー リポジトリを通じてお客様に提供され、アップデートに関するお客様の権利は、本契約の条項、その時点で適用される SSA またはその時点で適用される EOL/EOS ポリシーに従うものとします。

5. ライセンスの制約、制限および禁止事項

本契約の他の条項にかかわらず、お客様は、直接的または間接的に、以下のことを行っては**ならない**ものとします。

- a. 本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、もしくはリバースエンジニアリング、または本ソフトウェアに基づく修正、アンバンドル、もしくは派生物の作成。ただし、契約上の権利放棄の可能性がなく、適用される法律で明示的に許可されている場合を除きます。法律が、本ソフトウェアを適応させるために、Versa がお客様にインターフェース情報を提供することを要求する場合、Versa は、その選択により、(A) Versa が合理的に要求する非開示条件および使用制限条件にお客様が同意することを条件に情報をお客様に提供するか、または (B) サービスに対する妥当な料金でその適応自体を実行します。
- b. 本ソフトウェアをコピーすること。ただし、アーカイブ目的、またはお客様が Versa から明示的に許諾された本ソフトウェアをインストールし使用するために必要な場合を除きます。保管用のコピーは、ライセンスメトリックの数量にカウントされないものとします。
- c. たとえお客様が受領した本ソフトウェア製品内または特定のソフトウェアイメージ内に組み込まれたライブラリ、ファイル、モジュールまたはその他のコンポーネントが別途ライセンス可能であるとしても、これらを切り離すこともしくは分離すること、または当該モジュール、ファイルまたはその他のコンポーネントを、それが組み込まれた本ソフトウェア製品またはソフトウェアイメージと切り離して使用すること（ただし、そうすることによって本ソフトウェア製品の文書化された機能が実行される場合を除きます）。
- d. 本ソフトウェアのコピーまたは本ソフトウェアにアクセスするためのその他の手段を、第三者（お客様の利益のためにのみ業務を行い、かつ本契約の条項を遵守することに同意しているお客様の契約者を除きます）に提供すること。お客様が本ソフトウェアまたは本ソフトウェアへのアクセスをお客様の契約者に提供する場合、お客様は、本契約のすべての条項の遵守について、Versa に対し、完全かつ第一義的な責任を負い続けるものとします。
- e. Versa が提供する本ソフトウェアに含まれる **Readme** ファイルの通知、免責事項、マークおよびラベルを削除する（または、ライセンスに本ソフトウェアのコピーを作成する権利が含まれている場合、それらのコピーに含めることを怠る）こと。
- f. 適用される法律もしくは規制に違反する、または違法行為を支援もしくは促進するために、本ソフトウェアを使用する、または使用を許可すること。

6. ライセンス及びメンテナンス契約料・税金・料金

お客様の商業契約（ELA または MSA）または別途作成される書面による契約に別段の定めがない限り、すべての料金は、お客様の商業契約または注文書に記載された条件に基づいて支払われるものとします。

7. **契約の解除** Versa は、お客様が第 5 条、第 8 条、第 9 条または第 16 条の条項に違反したと Versa が合理的に判断した場合、いつでもお客様の本ソフトウェアの使用を停止することができます。かかる違反が Versa からの通知を受領してから 10 日間是正されない場合、Versa は本契約を直ちに解除することができます。Versa が本契約に基づく Versa の重要な義務に違反し、お客様からの書面による通知の受領後 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合、お客様は、本契約を正当に解除することができます。お客様が正当に本契約を解除した場合、お客様は、Versa 認定パートナーから、定期購入の残金相当額の返金を受けることができます。

- a. **解除または終了の効果** 本契約が解除または終了した場合、本ライセンスおよび本サポートサービスは自動的に終了するものとします。
- b. **支払不能による解除** 相手方が自発的または非自発的な破産申立を行い、または破産、管財、清算もしくは債権者の利益のための私的整理に関する手続の対象となった場合、その申立または手続が申立後 60 日以内に確定的に却下されない限り、いずれの当事者も、書面による通知により直ちに本契約を解除することができます。

8. 記録と監査

- a. **利用を監督するお客様の義務** お客様は、すべての本ソフトウェアの使用を定期的に監督し、その使用のレベルについて正確、完全かつ監査可能な記録を作成し、アクセス使用について Versa に報告することに同意します。
- b. **使用超過の報告；追加ライセンスメトリック数の購入** お客様の本ソフトウェアの最大使用量が、お客様が購入したライセンスメトリック数の数を超えた場合、お客様の商業契約に別段の定めがない限り、お客様の使用量が最初にその制限を超えた暦年の四半期の最終日から 10 日後までに、お客様は、(i) お客様の最大使用量を Versa または Versa 認定パートナーに通知し、かつ (ii) 追加ライセンスの注文および購入すること、または当該四半期に購入した本ソフトウェアの使用権レベルの上限を超えるライセンスレベルにアップグレードすることに同意します。
- c. **Versa の監査権** Versa または Versa Authorized Partner がお客様の本契約の遵守を確認できるようにするため、お客様は、ライセンス期間中およびその後 3 年間、Versa または Versa 認定パートナーおよびその専門アドバイザーに対し、本契約の遵守を検証するための合理的な検査および複製に必要な施設、人員、記録および報告へのアクセスを提供しなければならないものとします。
- d. 第 8 条 c 項に基づく検査において、お客様が本ソフトウェアを、ライセンスメトリック数を超えて使用し、第 8 条 b 項に適時に従わなかったことが明らかになった場合、検査結果の通知を受けて、お客様は、直ちに以下の事項を行うものとします。

1. お客様は、(i) お客様の最大使用量を Versa または Versa 認定パートナーに通知し、かつ (ii) 追加ライセンスの注文および購入すること、または当該四半期に購入した本ソフトウェアの使用権レベルの上限を超えるライセンスレベルにアップグレードすることに同意すること。
2. 該当する場合、お客様の新しい総ライセンス数を補うのに十分なサポート&メンテナンス契約を購入し、支払うこと。
3. お客様の使用量が初めてお客様のライセンスメトリック数を超えた月から、当該追加ライセンスの購入価格および該当するサポート&メンテナンスサービスのために購入または必要とされる契約に関する未払い額について月 1% の割合で発生する遅延損害金を支払うこと。
4. Versa が監査を実施するために発生した合理的な費用を支払うこと。

本第 8 条 d 項に記載された救済措置は、Versa が他に有する救済措置に追加されるものとします。

9. **秘密情報** 当事者は、互いの秘密情報を保護するものとします。秘密情報を受領した当事者は、少なくとも、同様の性質の自らの秘密情報を保護するために用いるのと同程度の注意を払うものとしますが、いかなる場合においても合理的な注意を下回ることはありません。秘密情報には、(a)受領者が他の当事者から守秘義務を負うことなく合法的に受領した情報、(b)受領者の行為または不作為によらず公的に利用可能となった情報、(c)受領者が開示者の秘密情報を参照せずに独自に開発した情報は含みません。
10. **お客様のデータ** Versa が署名入りの書面で別途同意しない限り、お客様は、データまたはその他の形式であるかどうかにかかわらず、Versa または Versa 認定パートナーに個人を特定できる情報を開示またはアクセスさせてはならないものとします。お客様は、そのような開示またはアクセス権の付与のすべての結果について単独で責任を負うものとします。
11. **エンドユーザーが収集したデータへの同意** お客様は、Versa が、ソフトウェアのアップデート、ホストカスタマーデータ、製品サポート、および（もしある場合は）本ソフトウェアに関連するお客様に対するその他のサービスの提供を促進し、本契約の遵守状況を監督するために定期的に収集される技術データおよび関連情報（お客様のデバイス、サーバー、システムおよびアプリケーションソフトウェア、周辺機器に関する技術情報、デバイスの指紋を含むが、これらに限られない）を収集および使用することに同意します。Versa は、Versa の製品、サービスおよび技術の運営、提供、改善および開発のため、Versa の製品、サービスおよび技術の不正または不適切な使用の防止または調査のため、研究開発のため、ならびに本契約に記載されたまたは Versa の製品およびサービスの一部としてお客様に説明されたその他の目的のために、この情報を使用することができます。本ソフトウェアを使用することにより、お客様は、Versa が、www.versa-networks.com/privacy-policy で閲覧可能な Versa のプライバシーポリシーに従ってすべてのデータを処理することに同意します。
12. **所有権** Versa および Versa のライセンサーは、それぞれ、本ソフトウェアに関するすべての知的財産の権利、権原、および利益の独占的所有権を保持します。本契約のいかなる条項も、本ソフトウェアの権利、権原、または利権の販売またはその他の移転もしくは譲渡を構成するものではありません。
13. **限定保証** <https://www.versa-networks.com/wpcontent/uploads/2019/03/Versa-Networks-Support-Services.pdf> で入手可能なサービスレベル契約は、本ソフトウェアの利用の中断に対するお客様の唯一の救済策です。Versa は、お客様の唯一の利益のために、ライセンス期間の開始から 90 日間（以下「保証期間」といいます。）、納品されたソフトウェアが、製品説明書と一致する通常の正規の使用において Versa が公表した仕様に基づいての重要な点で適合していることを保証するものとします。お客様は、保証期間の経過後は、保証請求を行うことはできません。
14. **免責事項**
- a. **一般事項** Versa は、自らの費用で、本ソフトウェアが第三者の特許、著作権または登録商標を侵害しているとしてお客様に対して提起された請求を防御し、管轄裁判所が下した最終判決または請求に起因する和解に対してお客様を補償するものとします。この義務は、お客様が次のことを行うことを条件とします。(a) 補償される請求について速やかに書面で Versa に通知すること、(b) 補償される請求の防御（請求に関する第三者への陳述を含みます）の独占的な管理権を Versa に与えること、(c) Versa が（Versa の費用で）本契約上の義務を果たすために必要な合理的支援を提供すること。
- b. **追加救済措置** 当該補償請求が提起された場合もしくは提起されるおそれがある場合、または提起されるおそれがあると Versa が合理的に判断した場合、Versa は、自らの判断および費用で、以下を行うことができます。(a) 本ソフトウェアまたはその侵害部分の使用を継続する権利をお客様のために確保すること、(b) 該当する本ソフトウェアまたはその侵害部分を修正もしくは変更すること、または該当する本ソフトウェアまたはその侵害部分を、実質的に同一またはより優れた機能を有する他のソフトウェアまたはサービス（該当する場合）と交換すること、または、Versa の合理的な見解において、上記のいずれも商業的に可能でない場合には、(c) 該当する本ソフトウェアに関するお客様の権利を終了させ、終了後に発生した侵害ソフトウェアについて、当該期間中に支払われたライセンス料の一部を返金すること。

- 15. 損害賠償の制限** いずれの当事者も、間接的、偶発的、例示的、特別、または結果的な損害、データの損失または破損、あるいは収益、利益、営業権、予想される販売または値引きの損失について責任を負わないものとします。いかなる場合においても、Versa のお客様に対する累積された責任の総額は、お客様が過去 12 ヶ月の間に Versa またはその認定チャネルパートナーに支払った本ソフトウェアの購入金額の合計額を超えないものとします。
- 16. 法令の遵守、輸出要件** お客様は、本ソフトウェアおよびサポート&メンテナンスサービスの使用に関連して適用されるすべての法律および規制を遵守するものとします。お客様は、本ソフトウェアおよびサポート&メンテナンスサービスの過程で提供される可能性のある関連技術データおよび支援は、暗号化または暗号化技術を含む場合があります、米国商務省のものを含む輸出および再輸出に関する法的規制および制限の対象となることを認め、同意します。お客様は、本ソフトウェアが米国またはその他の適用法令に違反した輸出または再輸出もしくは輸入の結果としてお客様に提供されたものではないこと、米国政府が公表している輸出規制対象製品の輸出または再輸出が禁止されている当事者リストまたはその他のリストにお客様が含まれていないこと、いかなるソフトウェアもグループ E 国（キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン）に所在し、またはそこから制御されていないこと、およびお客様が本契約に基づくまたはサポート&メンテナンスサービスに関連して提供されるいかなるソフトウェアまたは技術を、核燃料または兵器、ミサイル、化学兵器または生物兵器の開発、製造もしくは使用を支援する活動を促進するために使用しないことを保証および表明するものとします。さらに、お客様は、これらの保証および表明が正確でなくなった場合、直ちに Versa に通知することを誓約するものとします。本ソフトウェアの最終目的地についてお客様が Versa に開示した内容にかかわらず、お客様は、米国商務省または米国政府のその他の機関もしくは部署から必要な承認を得ることなく、直接または間接的に本ソフトウェアを輸出してはならないものとします。お客様は、Versa が輸出管理法の違反を避けるために、何らの責任を負うことなく、また契約違反とはみなされないでサポート&メンテナンスサービスに一定の制限および条件を課すことができることを理解し、同意するものとします。
- 17. 商業用コンピュータソフトウェア** 本ソフトウェアは、連邦調達規則（48 C.F.R.）（以下「FAR」といいます。）第 2.101 条に定義される「商業品」であり、FAR 第 12.212 条で使用されている「商業用コンピュータソフトウェア」及び「商業用コンピュータソフトウェア文書」によって構成されています。したがって、お客様が米国政府またはその省庁であるか否かにかかわらず、お客様は、本契約およびお客様の権利証明書に規定されている本ソフトウェアに関する権利のみを取得するものとします。
- 18. 第三者ソフトウェア** 本ソフトウェアに組み込まれた Versa のライセンサーは、本契約に関する第三受益者となり、当該ライセンサーは、Versa であるかのように自己の名において本契約を執行する権利を有するものとします。さらに、特定の第三者ソフトウェアが本ソフトウェアと共に提供されることがあり、その場合、それぞれの所有者に付随するライセンスが適用されます。本ソフトウェアの一部が、Versa がその部分のソースコードを公開することを義務付けるオープンソースライセンス（GNU General Public License（以下「GPL」といいます。）または GNU Lesser General Public License（以下「LGPL」といいます。）の下で配布され、その対象となる限り、Versa はこれらのソースコード部分（必要に応じて Versa の修正を含みます）を配布日から最大 3 年間、要求に応じて利用可能にします。GPL のコピーは <http://www.gnu.org/licenses/gpl.html>、LGPL のコピーは <http://www.gnu.org/licenses/lgpl.html>、オープンソースに関する情報および Versa へのお問い合わせは、<http://www.versa-networks.com/support> に記載されています。
- 19. 不可抗力** お客様の本ソフトウェアまたはサービスに対する支払義務、およびお客様の本ソフトウェアの不正なインストールまたは使用の場合を除き、いずれの当事者も、天災、戦争、暴動、禁輸、民事または軍事当局の行為、火災、洪水、地震、事故、ストライキまたは燃料危機を含むがこれに限定されない、その合理的支配を超える原因による履行不能または遅延（以下「不可抗力」といいます。）について責任を負いません。ただし、当事者が他方の当事者に書面で速やかに通知し、かつ、履行を再開するために真摯に努力することを条件とします。不可抗力事象が 1 ヶ月間継続した場合、いずれの当事者も本契約を解除する権利を有するものとします。

雑則 本契約は、適用される商事契約（ELA または MSA）および SSA とともに、その主題に関する当事者間の完全な合意を構成し、本製品に関するすべての合意および了解に優先します。以下に別段の定めがある場合を除き、本契約は、両当事者の正当な権限を有する代表者によって締結された書面によってのみ、修正または変更すること

ができるものとします。本契約に基づく権利の不行使は、権利放棄を意味しません。本契約（本契約に組み込まれるすべての文書を含みます）は、カリフォルニア州法（抵触法の原則を参照しません）に準拠するものとします。本契約に基づく報告または通知は、書面により行われるものとし、Versa に対して行う場合は、電子メール（info@versa-networks.com）により、または郵送もしくは宅配便（2550 Great America Way, Ste 350, Santa Clara, CA 95054, USA : 法務担当宛）により送付するものとします。お客様と Versa の権限のある代表者が、Versa からライセンスを受けた本ソフトウェアの使用を規定する有効な別途作成された書面による契約書に署名した場合、その署名された契約は、本契約の矛盾する条項に優先して適用されます。Versa は、SSA、EOL/EOS ポリシー、または本契約もしくは SSA で参照されるその他のポリシーもしくはガイドラインの修正または変更を、いつでもそのウェブサイト（またはその関連会社のウェブサイト）に掲載することができます。そのような修正は、修正の掲載後に開始される延長期間、更新期間、または再設定された期間中のみ適用されるものとします。

20. お客様の氏名の使用 Versa は、お客様の名前を使用し、お客様が Versa の本ソフトウェアのライセンスであることを、本ソフトウェアに関する Versa の広告、報道、宣伝および同様の一般公開（お客様のロゴを www.versa-networks.com に表示することを含みます）において開示することができます。ただし、かかる広告、宣伝または同様の一般公開は、お客様からの書面による事前許可なしに、お客様が何らかの方法で Versa 製品を推奨していることを示してはなりません。お客様は、お客様が Versa ソフトウェアを使用して設計された、または Versa 本ソフトウェアを含む製品を公表した場合、Versa が当該製品における Versa の関与の内容を公にすることに同意するものとします。

21. 分離可能性 本契約の一部が無効とされた場合、両当事者は、かかる無効が本契約の残りの部分の有効性に影響を与えないことに同意します。

21. 通知

a) 一般：本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づく報告または通知は、書面により、電子メールまたは郵便もしくは宅配便で、2550 Great America Way, Suite 350, Santa Clara, CA 95054 USA Versa 宛に送付されるものとします。ただし、EULA 通知にはお客様の氏名、住所および電子メールアドレスが明記されているものとします。また、お客様に通知する場合は、お客様の連絡先メールアドレス宛の電子メール（または Versa カスタマーサポート（<http://www.versanetworks.com/support>）にアクセスするためのお客様のユーザーアカウントに関連付けられたお客様の住所宛の郵便）によって行うものとします。お客様が当該ユーザーアカウントを持たない場合、通知は、お客様が定期購入を取得した認定元の事務所または連絡先メールアドレス宛に、電子メールまたは郵便もしくは宅配便で通知することにより、お客様に通知されたものとみなされます。

b) HIPAA : Versa が定期購入サービスを提供する際に業務提携契約（以下「BAA」といいます。）を締結した場合、Versa は HIPAA 対象事業者およびその業務提携者に対して、保護された健康情報が安全な状態でなく漏洩された場合に通知を行うことを命じている HIPAA 違反通知規則（45 CFR 第 164.400-414 条）を遵守するものとします。具体的には、Versa は、定期購入サービスを利用していたが、現在は死亡している従業員の個人情報の漏洩について、お客様が近親者に通知を行うことを支援します。

22. 一定の定義 本契約の他の箇所では定義されていない以下の用語は、以下に定めるそれぞれの意味を有するものとします。

- 「**本契約**」とは、本エンドユーザーライセンス契約をいいます。
- 「**SSA**」とは、本書に添付された Versa サポート&メンテナンス契約をいいます。
- 「**認定元**」とは、Versa、またはお客様が所在する地域において本ソフトウェアおよびサポート&メンテナンスサービスを配布することを Versa が承認したパートナー、販売業者または再販業者をいいます。
- 「**秘密情報**」とは、上記第 12 条で定義されたとおりです。
- 「**組み込まれた本ソフトウェア**」とは、Versa と互換性のあるハードウェア・プラットフォームに組み込まれて提供される本ソフトウェアと、その本ソフトウェアのアップデートをいいます。
- 「**EOL/EOS ポリシー**」は、第 3 条に定義されたとおりです。

- 「Versa Networks」または「Versa」は、Versa Networks, Inc.をいいます。
- 「ライセンスメトリック」とは、第9条に定義された基準、または一部の本ソフトウェアについては、お客様のMPAをいいます。
- 本ソフトウェアに関する「サポート&メンテナンスサービス」とは、添付のSSAに記載されているソフトウェアメンテナンスサービスのセットをいいます。
- 「権利証明書」とは、Versaの注文確認書、またはVersaが発行したVersaからお客様へのライセンス付与の書面または電子的な確認書をいいます。権利証明書は、お客様、ライセンスされた本ソフトウェア、ライセンス識別子、該当するライセンスメトリック、および該当する場合には、お客様が購入したライセンスメトリックの単位数、期間、または特別目的ライセンスである場合にはその旨を特定しなければなりません。
- 「リリース」とは、ソフトウェア製品の特定のオブジェクトコードイメージを指し、「x.y」で始まるリリースの名称と、それに続く追加のイメージ識別文字列によって識別されます。
- 「本ソフトウェア」とは、「お客様の権利証明書」で特定されるソフトウェア製品を意味し、1) 機械判読可能な命令およびデータ、2) コンポーネント、ファイルおよびモジュール、3) 付属の視聴覚コンテンツ、4) (もしある場合は) 付属のアクティベーションキー、および5) 関連文書が含まれます。文脈上別段の解釈が必要である場合を除き、本ソフトウェアには、定期購入またはサポート & メンテナンス サービスの契約に基づいてお客様が正当に受領する本ソフトウェアのアップデートが含まれます。
- 「特別目的ライセンス」とは、本契約の第6条に記載されたライセンスのいずれかをいいます。
- 「MSA」とは、お客様のマスターサービス契約（お客様とVersaとの商業契約）をいいます。
- 「ELA」とは、お客様のエンタープライズライセンス契約（お客様とVersaとの商業契約）をいいます。
- 「定期購入」とは、有限の固定された使用期間に対する本ソフトウェアのライセンスを意味し、定期購入の期間中、追加料金なしで、適用されるSSAの条件に基づくサポート&メンテナンスサービスを受けるお客様の権利が含まれます。
- 「定期購入アクション」とは、定期購入ステータスの変更をもたらす、定期購入ライセンスに対して行われるアクションをいいます。たとえば、アクティベートアクションは、定期購入ライセンスのステータスをアクティブに変更し、定期購入期間を開始します。
- 「定期購入ステータス」とは、現在の定期購入状況をいいます。
- 「アップデート」とは、本契約に基づきライセンスされたソフトウェアのアップグレード、バグ修正、パッチまたはその他の改訂であって、Versaがサポート&メンテナンス契約または定期購入を購入する顧客に対して追加料金なしで一般的に利用可能とするソフトウェアをいいます。アップデートは、お客様が最初にライセンスを受けた本ソフトウェアとは異なる改訂である場合があり、したがって、アップデートは、異なる特徴および機能性を有する場合があります。
- 「バージョン」とは、リリース識別子に共通の「x.y.z」表記を持つ特定のソフトウェア製品の1つまたは複数のリリースをいいます。